

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 關東財務局長

【提出日】 2026年2月13日

【会社名】 株式会社サニーサイドアップグループ

【英訳名】 SUNNY SIDE UP GROUP Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 次原 悅子

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号

【電話番号】 (03) 6894 - 3232 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 グループ経営管理部長 大竹 貴也

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号

【電話番号】 (03) 6894 - 3232 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 グループ経営管理部長 大竹 貴也

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 150,325,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2026年2月13日に第41期半期報告書（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2026年1月26日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

1 事業等のリスク

- 1 事業等のリスク
- 2 臨時報告書の提出
- 3 自己株式の取得状況

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に記載の第40期有価証券報告書（提出日2025年9月25日）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年1月26日）までの間において生じた変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年1月26日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」に記載の第40期有価証券報告書（提出日2025年9月25日）及び第41期半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年2月13日）までの間において生じた変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年2月13日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に記載の第40期有価証券報告書の提出日（2025年9月25日）以後、本有価証券届出書提出日（2026年1月26日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2025年9月29日提出の臨時報告書）

＜省略＞

（2025年11月13日提出の臨時報告書）

＜省略＞

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」に記載の第40期有価証券報告書の提出日（2025年9月25日）以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年2月13日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2025年9月29日提出の臨時報告書）

＜省略＞

（2025年11月13日提出の臨時報告書）

＜省略＞

3 自己株式の取得状況

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に記載の第40期有価証券報告書の提出日（2025年9月25日）以後、本有価証券届出書提出日（2026年1月26日）までの間において、以下のとおり自己株式を取得しております。

（2025年10月2日提出の自己株券買付状況報告書）

<省略>

（2025年11月6日提出の自己株券買付状況報告書）

<省略>

（2025年12月1日提出の自己株券買付状況報告書）

<省略>

（2026年1月6日提出の自己株券買付状況報告書）

<省略>

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」に記載の第40期有価証券報告書の提出日（2025年9月25日）以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年2月13日）までの間において、以下のとおり自己株式を取得しております。

（2025年10月2日提出の自己株券買付状況報告書）

<省略>

（2025年11月6日提出の自己株券買付状況報告書）

<省略>

（2025年12月1日提出の自己株券買付状況報告書）

<省略>

（2026年1月6日提出の自己株券買付状況報告書）

<省略>

（2026年2月2日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

（1）[株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

（2）[取締役会決議による取得の状況]

2026年1月31日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2025年8月13日）での決議状況 (取得期間 2025年8月14日～2026年2月28日)	300,000（上限）		200,000,000（上限）
報告月における取得自己株式（取得日）	-月-日	-	-
計	-	-	-
報告月末現在の累計取得自己株式	280,600		199,947,700
自己株式取得の進捗状況（%）	93.53		99.97

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3【保有状況】

2026年1月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	15,197,600
保有自己株式数	558,056

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第40期)	自 2024年7月1日 至 2025年6月30日	2025年9月25日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事例について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としてあります。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第40期)	自 2024年7月1日 至 2025年6月30日	2025年9月25日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第41期中)	自 2025年7月1日 至 2025年12月31日	2026年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事例について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としてあります。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月13日

株式会社サニーサイドアップグループ

取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指定社員 戸谷 英之
業務執行社員 公認会計士

指定社員 高橋 仁
業務執行社員 公認会計士

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サニーサイドアップグループの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サニーサイドアップグループ及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。